

天草市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年天草市条例第29号）に基づき、
天草市職員の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

平成22年10月1日

天草市長 安田 公寛

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

区分	平成21年4月1日現在職員数		平成21年4月2日～平成22年3月31日		平成22年4月1日現在職員数	
		うち4月1日採用	採用	退職		うち4月1日採用
人数	1,388人	13人	4人	72人	1,347人	27人

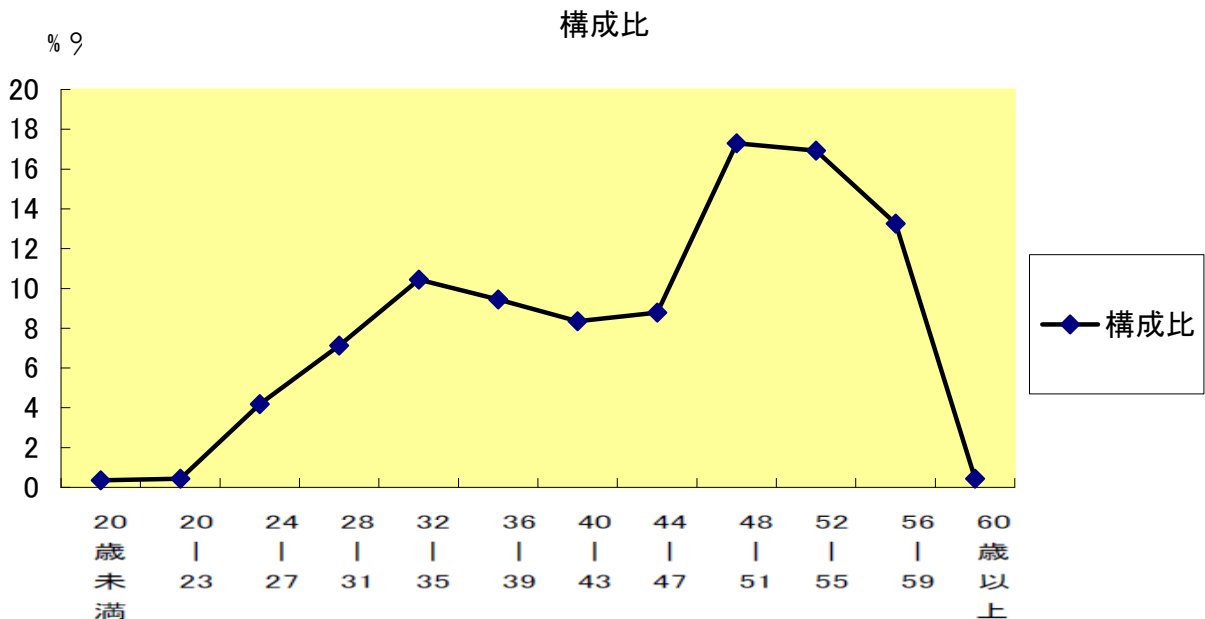
(2) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成21年	平成22年		
普通会計部門	議会	6人	6人	0	
	総務	289人	281人	8	広報紙の作成業務委託による減員 定額給付金事業等事務縮小による減員
	税務	82人	70人	12	税徴収・課税事務効率化による減員
	民生	181人	174人	7	保育所退職者不補充による減員 子ども手当事業等による増員
	衛生	115人	111人	4	ゴミ収集業務退職者不補充による減員 看護学校教員増員
	労働	2人	2人	0	
	農林水産	112人	114人	2	オリーブの鳥づくり事業のための増員 登記事務推進のための増員
	商工	28人	25人	3	商工観光課事務効率化による減員 観光協会派遣職員減員
	土木	74人	76人	2	県からの権限移譲事務受入れ準備のための増員
	小計	889人	859人	30	
	教育部門	200人	194人	6	教育関係事務効率化による減員 退職者不補充による減員
	小計	200人	194人	6	
公営企業等会計部門	病院	184人	184人	0	
	水道	41人	39人	2	浄水場管理一部民間委託による減員
	下水道	23人	21人	2	下水道事務効率化による減員
	その他	51人	50人	1	介護保険事務効率化による減員
	小計	299人	294人	5	
合 計		1,388人 [1,572人]	1,347人 [1,572人]	41 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(3) 年齢別職員構成の状況（平成22年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	6人	58人	99人	145人	131人	116人	122人	240人	235人	184人	6人	1,347人

(4) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成18年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成18年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
1,567人	1,347人	220人	14.0%

(参考) 第1次天草市行政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成22年4月1日	△220人 (△14.0%)

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

部門	職員数	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H18年～H22年計	(参考)数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目		
一般行政	職員数	989	958	922	889	859	—	808
	増減		△31	△36	△33	△30	△130 (71.8%)	△181
教育	職員数	236	229	215	200	194	—	192
	増減		△7	△14	△15	△6	△42 (95.5%)	△44
公営企業等 会計	職員数	342	338	321	299	294	—	347
	増減		△4	△17	△22	△5	△48 (—%)	5
計	職員数	1,567	1,525	1,458	1,388	1,347	—	1,347
	増減		△42	△67	△70	△41	△220 (100.0%)	△220

(注) 1 計画期間は、平成18年から平成22年までの4年間です。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示すものです。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示すものです。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算見込）

区分	住民基本台帳人口 (平成21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成21年度の人件費率
H21年度	人 93,098	千円 57,855,598	千円 1,421,611	千円 10,357,118	% 17.90	% 21.92

(注) 人件費には、投資的経費に係る人件費を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算見込）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
H21年度	人 1,053	千円 4,282,153	千円 625,690	千円 1,647,153	千円 6,554,996	千円 6,225

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成22年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
天草市	44.1 歳	329,096 円	377,763 円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
天草市	50.9 歳	322,698 円	344,251 円
うち 学校給食	51.3 歳	314,866 円	329,490 円
うち 用務員	49.7 歳	320,629 円	331,246 円
うち 清掃職員	50.2 歳	339,439 円	384,312 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計した平均です。

(4) 職員の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

区分		天草市	熊本県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	-	-
	中学卒	129,200 円	-	-

(注) 技能労務職については、熊本県及び国と区分が異なっており、単純に比較できないため記載していません。

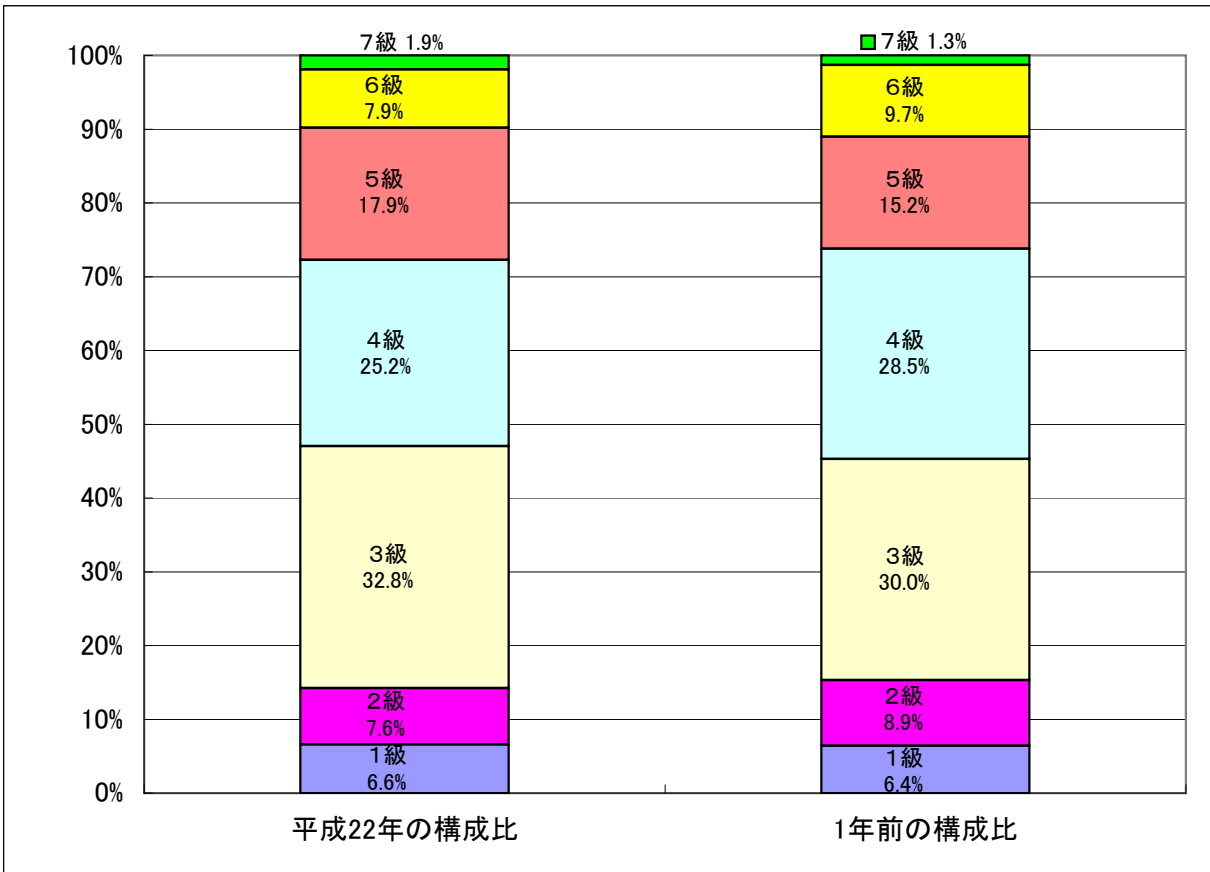
(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成22年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	264,667 円	308,787 円	352,362 円
	高校卒	231,626 円	274,304 円	311,759 円
技能労務職	高校卒	231,800 円	256,150 円	270,556 円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成22年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長・首席審議員	15 人	1.9%
6 級	部長・課長・局長・審議員	63 人	7.9%
5 級	課長・室長・審議員・課長補佐・主幹	143 人	17.9%
4 級	主幹・係長・参事	201 人	25.2%
3 級	係長・主任・主査	262 人	32.8%
2 級	主事・技師	61 人	7.6%
1 級	主事・技師	53 人	6.6%

(注) 1 天草市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(7) 期末手当・勤勉手当

天 草 市	熊 本 県	国
1人当たり平均支給額（平成21年度） 1,515 千円	—	—
（平成21年度支給割合） 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 （ — ）月分 （ — ）月分	（平成21年度支給割合） 期末手当 2.8 月分 勤勉手当 1.4 月分 （ 1.6 ）月分 （ 0.75 ）月分	（平成21年度支給割合） 期末手当 2.8 月分 勤勉手当 1.4 月分 （ 1.6 ）月分 （ 0.75 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

(8) 退職手当（平成22年4月1日現在）

天 草 市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置（2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置（2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	17,004 千円	22,338 千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額です。

(9) 地域手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算見込）			17,948 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算見込）			815,818 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	18 %	1 人	18 %
福岡市	10 %	1 人	10 %
医師	14 %	20 人	14 %

(10) 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算見込）		98,658 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算見込）		378,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成21年度）		22.4 %	
手当の種類（手当数）		13	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税事務従事手当	市税の賦課・徴収事務に従事した職員	市税の賦課徴収業務	月額2,000円（賦課業務） 月額4,000円（徴収業務）
徴収手当	使用料等の個別徴収業務に従事した職員	使用料等の個別徴収業務	1日につき 200円
防疫等作業手当	感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員	感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	1日につき 200円
行旅病人等取扱手当	行旅死亡人または行旅病人の収容業務に従事した職員	行旅死亡人又は行旅病人の収容業務	1件につき 1,500円（行旅死亡人） 800円（行旅病人）
社会福祉業務手当	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく保護の業務に従事したケースワーカー及び査察指導員	生活保護法の規定に基づく保護の業務	月額4,000円
特別作業手当	一般廃棄物の収集業務又は特定害虫駆除作業に従事した職員（清掃作業手当を支給される職員を除く。）	一般廃棄物の収集業務又は特定害虫駆除作業	1日につき 200円
清掃作業手当	一般廃棄物の収集、運搬又は焼却作業に従事した職員	一般廃棄物の収集、運搬又は焼却作業	月額4,000円
火葬従事手当	火葬業務に従事した職員	火葬業務	1件につき 500円
医師研究手当	病院又は診療所に勤務する医師	病院又は診療所の業務	給料月額の100分の150以内
放射線取扱手当	病院に勤務する診療放射線技師又は診療エックス線技師のうちエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事した職員	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	月額5,000円
水道閉栓手当	水道使用者が給水停止処分を受けた場合に、当該水道を閉栓するとき、その職務に従事した職員	水道使用者が給水停止処分を受けた場合に、当該水道を閉栓する業務	1回につき 300円
危険手当	病院に勤務する医師等のうち結核病棟において結核に関する業務に従事した職員	結核病棟においての結核に関する業務	月額10,000円（医師） 月額3,000円（看護師長） 月額2,000円（看護師又は准看護師）
夜間看護手当	病院又は診療所に勤務する看護師、准看護師若しくは技師のうち正規の勤務時間による勤務の全部または一部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間。以下同じ。）において行われる看護等の業務に従事した職員	正規の勤務時間による勤務の全部または一部が深夜において行われる看護等の業務	1回につき 6,800円（勤務の全部が深夜） 3,300円（一部深夜4時間以上） 2,900円（一部深夜2時間以上4時間未満） 2,000円（一部深夜2時間未満）

(11) 時間外勤務手当

支給実績（平成21年度決算見込）	256,493 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算見込）	232 千円

(12) その他の手当（平成22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (H21年度決算見込)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (H21年度決算見込)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ○配偶者13,000円、扶養親族各6,500円 ○加算措置：16歳から22歳までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		189,246 千円	237,746 円
住居手当	○自ら借り受けている住宅もしくは自らの所有に係る住宅に居住している職員に支給 ○借家の場合は家賃額に応じた額を支給（27,000円を限度）、持ち家の場合は一律2,500円を支給	一部異なる	国においては自らの所有に係る住宅の場合は新築・購入から5年間のみ2,500円を支給	74,671 千円	118,338 円
通勤手当	○通勤のために、交通機関や交通用具を利用している通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ○交通機関利用者は運賃相当額55,000円を上限に支給、交通用具利用者は通勤距離が2km増すごとに1,400円を加算した額を支給	一部異なる	国においては、交通用具利用者の距離区分及び手当額が異なる 通勤距離が5km増すごとに2,000円～2,500円を加算した額を支給	106,129 千円	105,496 円
単身赴任手当	○公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 ○距離制限を満たすもの等に月額23,000円を支給（職員の住居と配偶者等の住居との間の交通距離が100km以上である職員にあっては、その額に、45,000円以内で距離に応じた一定額を加算）	同じ		2,208 千円	552,000 円
初任給調整手当	○欠員の補充が困難である職で、新たに医師として採用され離島等に所在する病院等に勤務することを命ぜられた職員に支給 ○月額306,900円以内の額を採用の日から35年以内の間、採用後一定期間経過後1年ごとにその額を減じて支給	同じ		50,624 千円	3,164,000 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員に支給 ○同一職務の職員の平均給料月額に職務に応じた率を乗じた額を支給・・・部長級は10%、課長等は8%、看護師長は6%、審議員は4% ○当該職員の給料月額に職務に応じた率を乗じた額を支給・・・病院局長は25%、院長・診療所長は20%、副院長は12%、薬局長・診療科長・看護総師長は8%	異なる	国においては当該職員に適用される給料表の別及び当該職員の属する職務の級等に応じた額を支給	65,543 千円	394,837 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 ○勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額	同じ		11,056 千円	145,474 円
宿日直手当	○宿日直を命ぜられた職員に支給 一般の宿日直 4,200円、医師の宿日直 20,000円、看護師の宿日直 5,900円	同じ		30,425 千円	608,500 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 ○1回につき4,000円（6時間を超える場合の勤務は6,000円）	同じ		284 千円	18,933 円

(13) 特別職の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	870,000	円
	副 市 長	665,000	円
	教 育 長	605,000	円
	企 業 管 理 者	665,000	円
報 酬	議 長	407,000	円
	副 議 長	366,000	円
	議 員	348,000	円
期 末 手 当	市 長 副 市 長 教 育 長	（平成21年度支給割合） 3.10 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	（平成21年度支給割合） 3.10 月分	
退 職 手 当		（算定方式）	（1期の手当額）
	市 長	給料月額×在職月数×50/100	20,880,000 円
	副 市 長	給料月額×在職月数×30/100	9,576,000 円
	教 育 長	給料月額×在職月数×15/100	4,356,000 円
	企 業 管 理 者	給料月額×在職月数×30/100	9,576,000 円
	備 考		

（注）退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(14) 昇給への勤務成績の反映状況

<p>設定については試行段階であるため、懲戒処分者を除いては、支給率に差を設けていない。</p>

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

一般的な職員の勤務時間は次のとおりですが、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難い場合は、別に定めています。

(平成22年4月1日現在)

勤務時間	休憩時間	週休日
8:30～17:15	12:00～13:00	日曜日及び土曜日

(2) 休暇制度の概要

休暇の種類	付与要件	付与日数	
年次有給休暇	職員の請求時	年20日を限度に付与	
病気休暇	職員の負傷・疾病による療養	必要と認める期間	
特別休暇 (主なもの)	骨髄提供のための休暇	骨髄液提供に際する検査・入院等	必要と認める期間
	ボランティア休暇	被災者支援、福祉施設でのボランティア活動	年5日以内
	結婚休暇	結婚式等の行事	5日以内
	産前休暇	8週間(多胎妊娠14週間)以内に出産予定	出産日までの請求期間
	産後休暇	女性職員が出産した場合	8週間
	育児時間休暇	生後満1歳に達しない子の育児	1日2回・各々30分
	妻の出産休暇	妻出産時の入院の付き添い等	2日以内
	男性の育児休暇	妻の産前産後8週の期間中の子の養育	5日以内
	親族の死亡休暇	親族の死亡	1日～7日
	夏季休暇	7月～9月までの期間内	3日
	妊娠障害休暇	妊娠中の職員の妊娠障害	9日を超えない範囲
	子の看護休暇	中学校就学前の子の看護	年5日以内
組合休暇	許可を得て職員団体の業務に従事	年30日以内(無給)	
介護休暇	相当期間、配偶者等の介護を行う	6ヶ月を超えない範囲(無給)	

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が十分に職責を果たすことができない場合に、公務能率を維持するために行う処分をいい、また、懲戒処分とは、職員の義務違反に対して、公務における秩序を維持するために職員の責任を追及する処分をいいます。

(1) 分限処分の状況(平成21年度中)

処分手由	処分の種類	降任	降給	休職	免職	合計
勤務実績が良くない場合						0件
心身の故障の場合				8件		8件
職に必要な適格性を欠く場合						0件
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職・過員を生じた場合						0件
刑事事件に関し起訴された場合						0件
計		0件	0件	8件	0件	8件

(2) 懲戒処分の状況(平成21年度中)

処分手由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合						0件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合						0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合						0件
計		0件	0件	0件	0件	0件

5 職員の服務の状況

(1) 服務の原則

地方公務員には、全体の奉仕者として守らなければならない義務が定められています。その内容は次のとおりです。

- ①法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ②信用及び名誉を守る義務
- ③秘密を守る義務
- ④職務に専念する義務
- ⑤一定の政治的行為を行わない義務
- ⑥争議行為等を行わない義務
- ⑦営利企業等の従事制限

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況（平成21年度）

分類	研修内容
1 階層別研修	管理職研修
	監督者研修
	一般職研修
	新規採用職員研修
2 専門研修	市町村職員中央研修所研修
	自治大学校研修
	熊本県市町村職員研修協議会研修
	政策形成能力向上研修
	IT人材育成研修
3 派遣研修	内閣府
	熊本県市長会東京共同事務所
	熊本大学
	熊本県
4 職場研修	待遇研修
	職場ごとに実施

(2) 勤務成績の評定の実施状況（平成21年度）

実施内容	対象職員
身上報告	全職員
自己評定	任命権者が指定する職員を除く全職員
育成面接	原則として課長補佐級以下の職員
評定者評定	任命権者が指定する職員を除く全職員

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の実施状況（平成21年度）

種 別	対象職員
定期健康診断	人間ドック受診者以外の全職員
特定業務従事者の健康診断	特定業務従事者
給食業務従事者の健康診断	給食業務従事者

(2) 公務災害等の発生状況（平成21年度）

種 類	件数
通勤災害	1
公務災害	2

(3) 育児休業等の取得状況（平成21年度）

	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性	2	0
女性	22	2

(4) 利益の保護の状況（平成21年度）

内 容	有無
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求	無
職員に対する不利益な処分についての不服申立て	無

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況 決算見込

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
H21年度	千円 1,331,534	千円 99,521	千円 216,074	% 16.2

区分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
H21年度	人 27	千円 105,563	千円 15,907	千円 40,880	千円 162,350	千円 6,013

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成22年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
天 草 市	43.3 歳	314,212 円	484,699 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

天 草 市	天 草 市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（平成21年度） 1,514 千円	1人当たり平均支給額（平成21年度） 1,559 千円
（平成21年度支給割合） 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分	（平成21年度支給割合） 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) 再任用職員はいない。

イ 退職手当（平成22年4月1日現在）

天 草 市			天 草 市（平均）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置（2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置（2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	17,004 千円	22,338 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算見込）			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算見込）			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
東京都（特別区）	18 %	0 人	18 %
福岡市	10 %	0 人	10 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算見込）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算見込）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成21年度）		0.0 %	
手当の種類（手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	水道使用料の個別徴収業務に従事した職員	水道使用料の個別徴収業務	1日につき 200円
水道閉栓手当	水道使用者が給水停止処分を受けた場合に、当該水道を閉栓するとき、その職務に従事した職員	水道使用者が給水停止処分を受けた場合に、当該水道を閉栓する業務	1回につき 300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成21年度決算見込）	5,102 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算見込）	216 千円

カ その他の手当（平成22年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (H21年度決算見込)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (H21年度決算見込)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ○配偶者13,000円、扶養親族各6,500円 ○加算措置：16歳から22歳までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		4,905 千円	258,132 円
住居手当	○自ら借り受けている住宅もしくは自らの所有に係る住宅に居住している職員に支給 ○借家の場合は家賃額に応じた額を支給（27,000円を限度）、持ち家の場合は一律2,500円を支給	同じ		3,054 千円	160,736 円
通勤手当	○通勤のために、交通機関や交通用具を利用している通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ○交通機関利用者は運賃相当額55,000円を上限に支給、交通用具利用者は通勤距離が2km増すごとに1,400円を加算した額を支給	同じ		1,719 千円	95,522 円
単身赴任手当	○公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 ○距離制限を満たすもの等に月額23,000円を支給（職員の住居と配偶者等の住居との間の交通距離が100km以上である職員にあっては、その額に、45,000円以内で距離に応じた一定額を加算）	同じ		0 千円	0 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員に支給 ○同一職務の職員の平均給料月額に職務に応じた率を乗じた定額を支給・・・部長級は10%、課長級は8%、審議員は4%	同じ		1,127 千円	375,600 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 ○1回につき4,000円（6時間を超える場合の勤務は6,000円）	同じ		0 千円	0 円